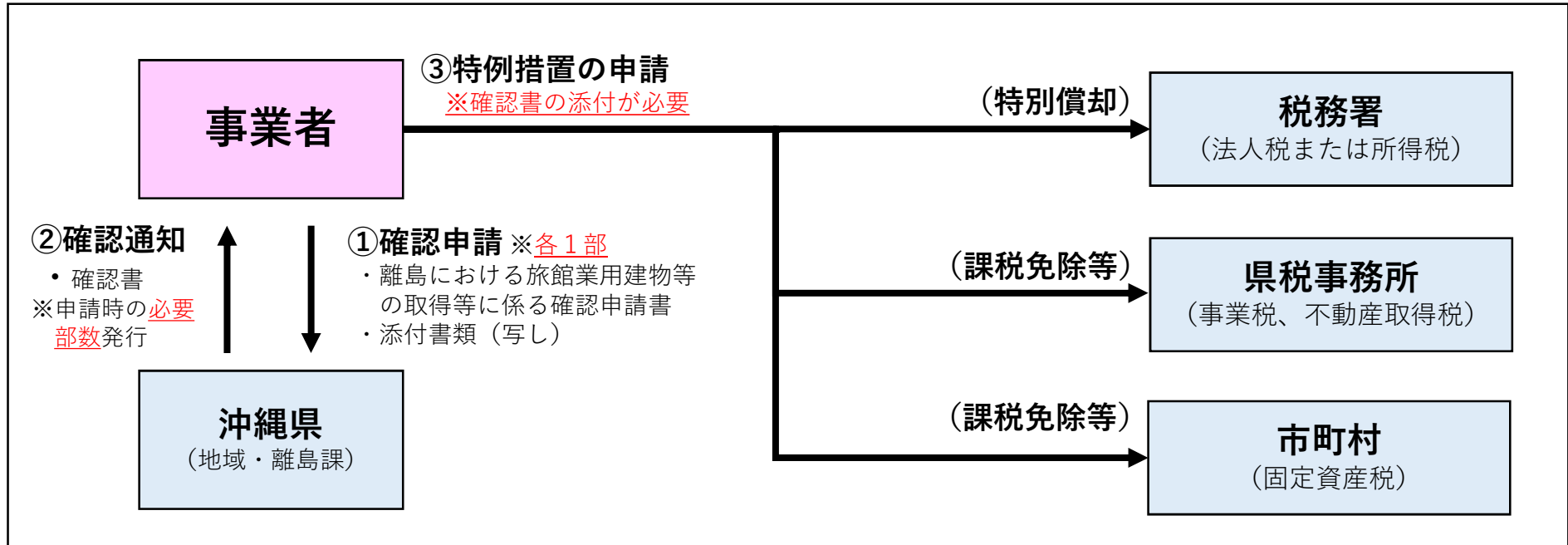


# 沖縄の離島旅館税制における事前確認について

沖縄振興特別措置法及び租税特別措置法に基づき、離島の旅館業税制における特例措置（法人税等の減価償却の特例や地方税の課税免除等）の適用を受けようとする者は、特例措置の申請前に沖縄県知事から事前の確認を受ける必要があります。



## 事前確認に係る提出書類 (各1部)

- (1)確認申請書
- (2)添付書類 (写し)
  - ・不動産の登記事項証明書
  - ・建物、附属設備の取得価額を証する書類
  - ・旅館業許可証
  - ・法人登記 (履歴事項全部証明書) ※資本金の額がわかるもの

## 提出先・お問い合わせ

〒900-8570  
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
 沖縄県企画部地域・離島課 離島振興班  
 電話：098-866-2370  
 Mail：[aa017035@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa017035@pref.okinawa.lg.jp)

※知事による事前確認を受けたことにより、特別償却・課税免除等が確約されるものではありません。  
 特別償却・課税免除等の申請については、各税務担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせの内容	お問い合わせ先		
沖縄の離島の旅館業税制に係る制度全般	沖縄県企画部地域・離島課 TEL 098-866-2370		
	沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 TEL 098-894-6377		
国税（所得税・法人税） 特別償却	那覇税務署 TEL 098-867-3101	北那覇税務署 TEL 098-877-1324	沖縄税務署 098-938-0031
	名護税務署 TEL 0980-52-2920	宮古税務署 TEL 0980-72-4874	石垣税務署 TEL 0980-82-3074
県税（事業税・不動産取得税） 課税免除等	沖縄県税務課 TEL 098-866-2101	那覇県税事務所 TEL 098-867-1718	コザ県税事務所 TEL 098-894-6501
	名護県税事務所 TEL 0980-52-2542	宮古事務所県税課 TEL 0980-72-2553	八重山事務所県税課 TEL 0980-82-3045
市町村税（固定資産税） 課税免除等  (注) 石垣市と粟国村は、本特例に係る固定資産税の課税免除等を行っておりません。(R4.4現在)	伊平屋村 TEL 0980-46-2001	伊是名村 TEL 0980-45-2001	伊江村 TEL 0980-49-2316
	本部町 TEL 0980-47-2417	うるま市 TEL 098-973-5005	南城市 TEL 098-946-8817
	座間味村 TEL 098-987-2311	渡名喜村 TEL 098-989-2002	久米島町 TEL 098-985-7122
	渡嘉敷村 TEL 098-987-2321	南大東村 TEL 09802-2-2001	北大東村 TEL 0980-23-4090
	宮古島市 TEL 0980-72-4878	多良間村 TEL 0980-79-2502	竹富町 TEL 0980-82-6191
	与那国町 TEL 0980-87-3571		